

中間財務諸表

平成21年度中間期（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）、平成22年度中間期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受け、適正である旨の中間監査報告書を受領しております。

科 目	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
現金預け金	42,798	25,943
コールローン	20,000	29,000
買入金銭債権	9	—
商品有価証券	53	86
金銭の信託	3,000	3,000
有価証券	346,004	355,587
貸出金	841,719	859,129
外国為替	3,727	4,107
その他資産	3,716	4,793
有形固定資産	14,294	14,286
無形固定資産	985	743
繰延税金資産	5,825	5,064
支払承諾見返	3,434	3,309
貸倒引当金	△9,754	△9,116
資産の部合計	1,275,816	1,295,936

科 目	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
預金	1,186,232	1,206,949
コールマネー	902	922
借入金	2,000	2,000
外国為替	2	0
社債	8,000	8,000
その他負債	5,514	4,642
未払法人税等	881	178
リース債務	724	1,026
資産除去債務	—	116
その他の負債	3,908	3,321
賞与引当金	847	835
役員賞与引当金	18	16
退職給付引当金	5,275	5,254
役員退職慰労引当金	217	148
睡眠預金払戻損失引当金	199	197
偶発損失引当金	609	460
再評価に係る繰延税金負債	2,458	2,427
支払承諾	3,434	3,309
負債の部合計	1,215,713	1,235,163
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	36,971	38,282
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	35,180	36,491
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	14,180	15,491
自己株式	△123	△124
株主資本合計	55,056	56,366
その他有価証券評価差額金	2,819	2,223
土地再評価差額金	2,226	2,182
評価・換算差額等合計	5,046	4,406
純資産の部合計	60,103	60,772
負債及び純資産の部合計	1,275,816	1,295,936

科 目	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
経常収益	12,955	12,372
資金運用収益	11,331	10,696
(うち貸出金利息)	(8,975)	(8,605)
(うち有価証券利息配当金)	(2,298)	(2,041)
役員取引等収益	930	992
その他業務収益	303	547
その他経常収益	390	136
経常費用	11,674	10,240
資金調達費用	1,503	911
(うち預金利息)	(1,392)	(788)
役員取引等費用	727	739
その他業務費用	—	389
営業経費	7,512	7,463
その他経常費用	1,930	737
経常利益	1,280	2,132
特別利益	540	157
特別損失	65	180
税引前中間純利益	1,755	2,109
法人税、住民税及び事業税	258	175
過年度法人税等	607	—
法人税等調整額	△16	826
法人税等合計	848	1,001
中間純利益	906	1,107

中間株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	△ 0	—
自己株式処分差損の振替	0	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
前期末残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
自己株式の処分	△ 0	—
自己株式処分差損の振替	0	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,791	1,791
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,791	1,791
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	21,000	21,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	21,000	21,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,516	14,594
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	906	1,107
自己株式処分差損の振替	△ 0	—
土地再評価差額金の取崩	6	38
当中間期変動額合計	664	896
当中間期末残高	14,180	15,491
利益剰余金合計		
前期末残高	36,307	37,385
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	906	1,107
自己株式処分差損の振替	△ 0	—
土地再評価差額金の取崩	6	38
当中間期変動額合計	664	896
当中間期末残高	36,971	38,282

	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)
自己株式		
前期末残高	△ 122	△ 123
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 1	△ 0
自己株式の処分	0	—
当中間期変動額合計	△ 1	△ 0
当中間期末残高	△ 123	△ 124
株主資本合計		
前期末残高	54,393	55,470
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	906	1,107
自己株式の取得	△ 1	△ 0
自己株式の処分	0	—
自己株式処分差損の振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	6	38
当中間期変動額合計	663	896
当中間期末残高	55,056	56,366
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 2,428	3,799
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,248	△ 1,575
当中間期変動額合計	5,248	△ 1,575
当中間期末残高	2,819	2,223
土地再評価差額金		
前期末残高	2,233	2,220
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 6	△ 38
当中間期変動額合計	△ 6	△ 38
当中間期末残高	2,226	2,182
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△ 194	6,019
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 6	△ 38
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,248	△ 1,575
当中間期変動額合計	5,241	△ 1,613
当中間期末残高	5,046	4,406
純資産合計		
前期末残高	54,198	61,489
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	906	1,107
自己株式の取得	△ 1	△ 0
自己株式の処分	0	—
自己株式処分差損の振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,248	△ 1,575
当中間期変動額合計	5,904	△ 717
当中間期末残高	60,103	60,772

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(平成22年度中間期)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：8年～50年
その他：3年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,515百万円であります。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
- (5) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を計上しております。
- (7) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備

えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は96百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円であります。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態であると判断し、平成20年度中間会計期間末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、当中間会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格の時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。

注記事項

1 中間貸借対照表関係（平成22年9月30日現在）

- (1) 関係会社の株式総額 62百万円
- (2) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,661百万円、延滞債権額は33,916百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (3) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は211百万円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,460百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,249百万円あります。なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,215百万円あります。
- (7) 担保に供している資産は次のとおりであります。為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券62,385百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は192百万円あります。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53,995百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,120百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- (9) 有形固定資産の減価償却累計額 9,396百万円
 (10) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,269百万円

- (1) 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。
 (2) 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。
 (3) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,479百万円であります。

2 中間損益計算書関係（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

- (1) 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資産 273百万円
 無形固定資産 289百万円

- (2) その他経常費用には、貸倒引当金繰入額91百万円、偶発損失引当金繰入額90百万円、貸出金償却370百万円、債権売却損10百万円及び株式等償却109百万円を含んでおります。

- (3) 特別利益の内訳は次のとおりであります。

償却債権取立益 157百万円

- (4) 特別損失の内訳は次のとおりであります。

固定資産処分損 12百万円
 減損損失 72百万円
 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 95百万円

計 180百万円

3 中間株主資本等変動計算書関係（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当中間会計期間増加株式数(千株)	当中間会計期間減少株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	382	2	—	385	(注)
合計	382	2	—	385	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

4 リース取引関係（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容

- ① 有形固定資産
 主として現金自動預け払い機等であります。
 ② 無形固定資産
 ソフトウェアであります。

- (2) リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

- オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 101百万円
 1年超 647百万円
 合計 748百万円

5 有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。